

# 佐賀東部地域森林計画変更計画書

計画期間 自 令和 3 年 4 月 1 日  
至 令和 13 年 3 月 31 日

令和 3 年度変更

佐 賀 県

## ○変更の理由

下記の理由により、森林法第5条第5項に基づき計画を変更する。

- (1) 令和3年6月に閣議決定された森林・林業基本計画及び全国森林計画の変更に伴い、下記事項について変更する。

### ◆変更事項

#### II 計画事項

##### 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

- 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項
- (2) 森林の整備及び保全の基本方針

##### 第3 森林の整備に関する事項

- 1 森林の立木竹の伐採に関する事項
- (1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針
- 2 造林に関する事項
- (1) 人工造林に関する指針
- (2) 天然更新に関する指針
- (3) 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林に関する指針
- 3 間伐及び保育に関する事項
- (1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針
- (2) 保育の標準的な方法に関する指針
- 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
- (2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針
- 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項
- (1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方
- (2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方
- (5) 林産物の搬出方法
- 6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項
- (1) 森林経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針
- (3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

##### 第4 森林の保全に関する事項

- 1 森林の土地の保全に関する事項
- (3) 土地の形質変更にあたって留意すべき事項
- 2 保安施設に関する事項
- (3) 治山事業の実施に関する方針
- 3 鳥獣害の防止に関する事項
- (1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止に関する方針

(2) 治山事業の計画量の変更に伴い、第6 計画量等のうち、実施すべき治山事業の数量を変更する。

◆変更事項

Ⅱ 計画事項

第6 計画量等

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(3) 実施すべき治山事業の数量

変更前：治山事業施行地区数 212 地区

前半5カ年の計画 46 地区

変更後：治山事業施行地区数 230 地区

前半5カ年の計画 54 地区

【内訳】18 地区追加

鳥栖市 谷口地区、堂ノ本地区

基山町 白木谷地区、丸林地区、坊住地区、小松地区、吉ヶ谷地区、向江地区、辰石地区

佐賀市大和町 七本柳地区

小城市小城町 北山地区

神崎市神埼町 二の角地区、三の角地区、四の角地区

脊振町 畠倒地区、葉山地区

吉野ヶ里町 戦場地区、上坂本地区

# 目 次

## I 計画の大綱

- 1 森林計画の概況
  - (1) 自然的背景
  - (2) 社会的経済的背景
  - (3) 森林・林業の概要
- 2 前計画の実行結果の概要及びその評価
- 3 計画樹立に当たっての基本的な考え方
  - (1) 基本方針
  - (2) 計画期間中の重点施策

## II 計画事項

- 第1 計画の対象とする森林の区域
- 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項
  - 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項
    - (1) 森林の整備及び保全の目標
    - (2) 森林の整備及び保全の基本方針
    - (3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等
- 第3 森林の整備に関する事項
  - 1 森林の立木竹の伐採に関する事項
    - (1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針
    - (2) 立木の標準伐期齢に関する指針
    - (3) その他必要な事項
  - 2 造林に関する事項
    - (1) 人工造林に関する指針
    - (2) 天然更新に関する指針
    - (3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針
    - (4) その他必要な事項
  - 3 間伐及び保育に関する事項
    - (1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針
    - (2) 保育の標準的な方法に関する指針
  - 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
    - (1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針
    - (2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針
  - 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項
    - (1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方
    - (2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方
    - (3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的考え方
    - (4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

- (5) 林産物の搬出方法等
- 6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項
  - (1) 森林経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針
  - (2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針
  - (3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する指針
  - (4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針
  - (5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針
  - (6) その他必要な事項
- 第4 森林の保全に関する事項
  - 1 森林の土地の保全に関する事項
    - (1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区
    - (2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法
    - (3) 土地の形質変更に当たって留意すべき事項
    - (4) その他必要な事項
  - 2 保安施設に関する事項
    - (1) 保安林の整備に関する方針
    - (2) 保安施設地区の指定に関する方針
    - (3) 治山事業の実施に関する方針
    - (4) 特定保安林の整備に関する方針
    - (5) その他必要な事項
  - 3 鳥獣害の防止に関する事項
    - (1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針
    - (2) その他必要な事項
  - 4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項
    - (1) 森林病虫害等の被害対策の方針
    - (2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）
    - (3) 林野火災の予防の方針
    - (4) その他必要な事項
- 第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項
  - 1 保健機能森林の区域の基準
  - 2 その他保健機能森林の整備に関する事項
    - (1) 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針
    - (2) 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針
    - (3) その他必要な事項
- 第6 計画量等
  - 1 間伐立木材積その他の伐採立木材積
  - 2 間伐面積
  - 3 人工造林及び天然更新別の造林面積
  - 4 林道の開設及び拡張に関する計画
  - 5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

- (1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等
- (2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等
- (3) 実施すべき治山事業の数量

6 要整備森林の所在、面積、実施すべき施業の方法及び時期

第7 その他必要な事項

1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

(附) 参考資料

「第2」の「1」について、次のとおり変更する。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、森林のおかれている自然的、社会的、経済的諸条件を勘案の上、森林の有する機能ごとにその機能の発揮の上から望ましい森林の姿を、次のとおり定める。

| 区分              | 森林の有する機能                | 機能の発揮の上から望ましい森林の姿   |
|-----------------|-------------------------|---|
| 森林<br>保全<br>ゾーン | 水源涵養機能                  | 下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林  |
|                 | 山地災害防止機能<br>／<br>土壌保全機能 | 下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林  |
|                 | 快適環境形成機能                | 県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、大気の浄化、騒音や粉塵等の影響を緩和し、良好な生活環境を保全するために、樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林及び汚染物質の吸着能力が高く、かつ、抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成されている森林 |
|                 | 保健・レクリエーション機能           | 観光的に魅力のある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有し、身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・レクリエーション機能の維持増進を図る施設が整備されている森林                            |
|                 | 文化機能                    | 史跡、名勝等が存在する森林、又は、これらと一体的となり、潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林  |
|                 | 生物多様性保全機能               | 一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されている森林  |
| 林業<br>振興<br>ゾーン | 木材等生産機能                 | 林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、二酸化炭素の固定能力が高い成長量を有する森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林   |

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進することとする。

具体的には、水源涵養機能、山地災害防止機能/土壌保全機能、快適環境形成機能、保健/レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能の発揮を期待する「森林保全ゾーン」、木材等生産機能の発揮を期待する「林業振興ゾーン」に区分し、各機能の高度発揮を図るため、併存する機能の発揮にも配慮しつつ、育成単層林における保育・間伐の積極的な推進、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の整備、天然生林の的確な保全・管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策や森林病害虫や野生鳥獣による被害の防止対策の推進等により、発揮を期待する機能に応じた多様な森林資源の整備及び保全を図ることとする。

また、効率的な森林施業、森林の適正な管理経営に欠くことのできない施設であり、農山村地域の振興にも資する林道の整備を計画的に推進することとする。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化、豪雨の増加等の自然環境の変化、あらゆる関係機関が参画する流域治水の取組において地域の実情を踏まえた対策の必要性、花粉発生源対策の推進の必要性にも配慮する。

これらについては、森林クラウドシステムを効果的に活用し、総合的な森林資源の管理や効率的な施業の推進を図ることとする。

なお、発揮を期待する機能に応じた森林の区分ごとの森林整備の基本方針については、以下のとおり定めることとする。

#### ア 「森林保全ゾーン」

特に水源涵養機能又は山地災害防止機能を増進させる必要のある森林について、良質な水の安定供給又は災害に強い県土基盤を形成する観点から、水源涵養又は山地災害防止の機能/土壌保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進し、必要に応じて保安林の指定や山地災害を防ぐ施設の整備を推進することとする。

具体的には、樹根及び表土の保全に留意し、林木の旺盛な成長を促しつつ、下層植生の発達を確保するため、適切な保育・間伐等を促進するとともに、複層林施業や長伐期施業など、高齢級の森林への誘導等を基本とする森林整備を推進すると共に、ダム等の利水施設上流部や集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、水源の涵養や土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山腹の安定等を図る必要がある場合には、山地保全対策に努め、県土の保全と安全で住みよい環境の整備を図る。

また、県民の快適かつ文化的な生活環境の保全のため、県民のニーズに応じて樹種の多様性を維持・増進すると共に、生活環境の保全、保健、風致の保全等のための保安林の指定やその適切な森林管理を推進することとする。

なお、とりわけ希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等の属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。

#### イ 「林業振興ゾーン」

特に木材等生産機能を増進させる必要のある森林について、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた適切な造林、保育、間伐及び小面積皆伐の実施を推進することとする。この場合、施業の集団化や機械化及び路網の整備を通じた効率的な整備を推進することとする。

具体的には、自然条件や経営目的に応じ、適切な造林、保育、間伐及び小面積皆伐を推進し、森林の健全性を確保することにより、持続的・安定的に木材等の生産を図る森林施業を推進することとし、高い成長量を有する単層状態の森林や、群状・帯状の抜き伐りと集約的な作業によって常時多様な立木が存する複層状態の森林等を造成するための森林施業を推進する。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

(単位 面積：ha，蓄積：m<sup>3</sup>/ha)

| 区 分     |               | 現 況    | 計 画 期 末 |
|---------|---------------|--------|---------|
| 面 積     | 育 成 単 層 林 面 積 | 38,354 | 37,945  |
|         | 育 成 複 層 林 面 積 | 105    | 542     |
|         | 天 然 生 林       | 11,966 | 11,948  |
| 森 林 蓄 積 |               | 384    | 422     |

- ※ 育成単層林：森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。  
育成複層林：森林を構成する林木を択伐等により伐採し、複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。  
天然生林：主として天然力を活用することにより成立させ維持される森林。

## 「第3」の「1」について、次のとおり変更する。

### 第3 森林の整備に関する事項

#### 1 森林の立木竹の伐採に関する事項

森林施業を実施するに当たっては、第2に定める「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」によるほか、次に掲げる基準によるものとする。

なお、保安林及び保安施設地区内の森林並びに法令により立木の伐採につき制限がある森林（森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第10条に規定する森林をいう。）については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うこととする。

また、施業の実施に当たっては、山村における過疎化や高齢化の進行を踏まえ、林地生産力の高低や傾斜の緩急と言った自然条件のほか、車道等や集落からの距離といった社会的条件を勘案しつつ効率的かつ効果的に行うとともに、森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木及び目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めることとする。さらに野生鳥獣による森林被害の状況に応じた施業を行うこととする。

立木の伐採の標準的な方法及び立木の標準伐期齢については、次の事項を指針として、地域の気候、地形、土壌等の自然的条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の状況、木材の生産動向等を勘案し、立木の伐採（主伐）を行う際の規範として市町村森林整備計画において定めるものとする。

#### (1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木の伐採のうち、主伐については、更新を伴う伐採により行うものとする。

主伐に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえて、森林の有する多面的機能の維持増進に配慮して行うこととし、土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図るとともに、生物多様性の保全にも配慮しつつ、伐採・搬出後の林地の更新を妨げないように配慮することとする。

伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとする。また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととする。特に伐採後の更新が天然更新により行われる場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮することとする。なお、自然条件が劣悪なため、伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新の確保が図られるよう配慮したものとする。

さらに、林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、溪流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全のため、必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

なお、伐採方法別の留意点については、次に掲げるところによる。

#### ア 皆伐

主伐のうち択伐以外のものとする。

皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の計上、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に考慮し、保残帯を設け、伐採箇所については適確な更新を図ることとする。

#### イ 択伐

主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

## (2) 立木の標準伐期齢に関する指針

立木の標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の主伐の時期に関する指標、制限林の伐採規制等に用いられるものである。具体的には、市町村の区域に生育する主要な樹種ごとに、下表に示す林齢を基礎として、市町村の区域内の標準的な自然条件にある森林の平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定めるものとし、施業の体系が著しく異なる地域がある場合には、当該地域ごとに定めることとする。

なお、標準伐期齢は地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として市町村森林整備計画で定められるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務づけるためのものではない。

| 地 区           | 樹   |     |     | 種   |        |
|---------------|-----|-----|-----|-----|--------|
|               | ス ギ | ヒノキ | マ ツ | クヌギ | その他広葉樹 |
| 佐賀東部<br>計 画 区 | 35年 | 40年 | 30年 | 10年 | 15年    |

## (3) その他必要な事項

特になし

**「第3」の「2」について、次のとおり変更する。**

**2 造林に関する事項**

裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新されるべき期間内に行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然条件等に応じて、人工造林又は天然更新によるものとする。特に伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ることとする。なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、人工造林によることとする。また、更新に当たっては、花粉の少ない森林への転換を図るため、花粉症対策に資する苗木の植栽、針広混交林への誘導等に努めることとする。

**(1) 人工造林に関する指針**

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととする。

人工造林の対象樹種、人工造林の標準的な方法及び伐採跡地の人工造林をすべき期間については、次の事項を指針とし、人工造林を行う際の規範として市町村森林整備計画において定めるものとする。

**ア 人工造林の対象樹種に関する指針**

適地適木を旨とし、郷土樹種も考慮に入れて、気候、地形、土壌等の自然条件等に適合するとともに木材需要にも配慮した樹種を選定することとし、木材生産等を念頭に置き、成長に優れ、強度を有し、花粉が少ないサガンスギ等（次世代スギ精英樹）やヒノキ等針葉樹、クヌギ等有用広葉樹のほか、特に生態系や景観の保全、多様な森林づくり等を主たる目的とする場合には、地域に生育する母樹から育てられた苗木（さかの樹）を活用するなど、郷土樹種による造林を推進する。

**イ 人工造林の標準的な方法に関する指針**

**(ア) 人工造林の植栽本数**

植栽本数は、主要樹種について、下表の植栽本数を標準として、既往の植栽本数を勘案して仕立ての方法別に定めるものとする。

なお、画一的な植栽本数の適用につながらないよう、将来、当該森林が特に発揮すべき機能や生産を目指す木材の種類等に応じて幅広く定めるものとする。

(単位：本/ha)

| 樹種  | 仕立方法 | 植栽本数        |
|-----|------|-------------|
| スギ  | 中仕立て | 1,500～3,000 |
| ヒノキ | 中仕立て | 2,000～3,000 |
| クヌギ | 中仕立て | 2,000～3,000 |

**(イ) 人工造林の標準的な方法に関する指針**

**a 地拵えの方法**

伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理すること、また、林地の保全に配慮するものとする。

**b 植付け方法**

気候その他の自然条件及び既往の植え付け方法を勘案して植え付け方法を定めるものとし、適期に植え付けること。

なお、適期とは苗木の成長開始の直前とし、2月～4月を目安とする。

また、伐採・搬出と並行して地拵え・植付けを行う一貫作業システムへの取組やコンテナ苗の活用による低密度植栽の導入などにより、作業工程の効率化に努めるものとする。

#### ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

(ア) 伐採跡地の更新については、森林の有する公益的機能の早期回復と森林資源の造成を図るため、皆伐に係るものについては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、おおむね2年以内に更新を完了すること。

ただし、択伐による伐採に係るものについては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を完了すること。

(イ) 保安林については、その保安林に定める指定施業要件に従い植栽すること。

### (2) 天然更新に関する指針

天然更新を行う林分は、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うものとする。

#### ア 天然更新の対象樹種に関する指針

針葉樹、カシ類、ナラ類、クス、イス、ホオノキ、ミズメ、シデ、ケヤキ、カツラ、サクラ類、カエデ類、センノキ、ミズキ、キリ等の樹種とし、市町村森林整備計画において天然更新を行う際の規範として定めるものとする。

#### イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

更新は、主としてぼう芽及び天然下種更新とし、林床の状況等から天然稚樹の発生、生育が不十分な箇所について必要に応じ地表処理、刈出し、植込み等の更新補助作業を行うことを定めるものとする。

a 地表処理は、かきおこし、枝条整理等の作業を、ササや粗腐植の堆積等により、天然更新が阻害されている箇所について行うことを定めるものとする。

b 刈出しは、ササ等の下層植生により、天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うことを定めるものとする。

c 植込みは、天然下種更新の不十分な箇所について行うことを定めるものとする。

d ぼう芽による更新を行う樹種はシイ類、カシ類、ナラ類等とし、目的樹種の発生状況等を考慮し、必要に応じて芽かき、苗木の植込みを行うことを定めるものとする。

なお、天然更新の完了を確認する方法及び期待成立本数については、附録の「天然更新の完了判断基準」を規範とし、市町村森林整備計画で定めるものとする。

#### ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復と森林資源の造成を図るため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、おおむね5年以内に更新を完了すること。

なお、伐採跡地の天然更新をすべき期間は、市町村森林整備計画において天然更新を行う際の規範として定めるものとする。

### (3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な更新樹種の立木の生育状況、林床や地表の状況、病虫害及び鳥獣害の発生状況、近隣の主伐実施箇所における天然更新の状況などを勘案して、天然更新が期待されないものについて、原則として、個々にその森林を植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定めるものとする。

なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準は、市町村森林整備計画において定めるものとする。

### (4) その他必要な事項

特になし。

「第3」の「3」について、次のとおり変更する。

3 間伐及び保育に関する事項

間伐及び保育に関する事項については、次の事項を指針として、既往の施業体系、間伐、保育の実施状況等を勘案し、森林の間伐及び保育を行う際の規範として市町村森林整備計画において定めるものとする。

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

間伐については、林冠がうっ閉（隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになることをいう。以下同じ）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採することにより、伐採後、一定の期間内に林冠がうっ閉するよう、行うものとする。また、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、適切な伐採率により繰り返すこととする。

特に高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意することとする。また、施業の省力化・効率化の観点から、林分の状況に応じて列状間伐の導入に努める。

| 樹種  | 施業体系 | 間伐時期(年) |       |       | 間伐率<br>(本数率) | 間伐の方法       |
|-----|------|---------|-------|-------|--------------|-------------|
|     |      | 第1回     | 第2回   | 第3回   |              |             |
| スギ  | 中仕立  | 16～20   | 21～25 | 26～30 | おおむね20～40%   | 原則として九州地方林分 |
| ヒノキ | 中仕立  | 16～22   | 23～29 | 30～35 | おおむね20～40%   | 密度管理図を利用。   |

※植栽本数 3,000本/ha の場合とする

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

保育については、更新の完了後、育成しようとする樹木の成長を助け、健全な森林を育成するため、下刈り、除伐、必要に応じて鳥獣害防止対策等の作業を行うこととする。

| 種類   | 樹種        | 実施年齢・回数 |   |   |   |   |   |   |   |   |       | 備考 |   |
|------|-----------|---------|---|---|---|---|---|---|---|---|-------|----|---|
|      |           | 1       | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10～15 |    | 20～25   |
| 下刈り  | スギ        | 1       | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |   |   |   |       |    | 造林木が雑草木の被圧状態になる前に、作業の省力化・効率化に留意しつつ、全刈、筋刈、坪刈等の方法により実施し、造林木が被圧されなくなるまで行う。雑草木の繁茂が著しい場合には、年2回実施する。実施時期は6～8月。なお、造林木がサガンズギ等次世代スギ精英樹の場合は、下刈回数及び実施期間を短縮できる。 |
|      | ヒノキ       | 1       | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |   |   |       |    |   |
| つる切り | スギ<br>ヒノキ |         |   |   |   |   |   |   |   |   |       |    | 下刈と併行、下刈終了後ツル類の繁茂に応じて効率的に行う。実施時期は6～9月。  |
| 枝打ち  | スギ<br>ヒノキ |         |   |   |   |   |   |   |   |   |       |    | 実施時期は11～3月。<br>1回目 2～3回目<br>1回目 2～3回目   |
| 除伐   | スギ<br>ヒノキ |         |   |   |   |   |   |   |   |   |       |    | 目的樹種の完全成材の支障となる広葉樹、かん木類を除去する。造林木の状況により形質生長の不良木を除去する。  |

※植栽本数 3,000本/ha の場合とする

### 「第3」の「4」について、次のとおり変更する。

#### 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

森林の主な機能は、水源涵養機能、山地災害防止機能/土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能、地球環境保全機能からなる公益的機能及び木材等生産機能に大別される。

このうち、公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域を公益的機能別施業森林として設定することとする。

公益的機能別施業森林は、基本的に県が定める「森林保全ゾーン」内において次の事項を指針として市町村森林整備計画において設定し、区域内における森林施業方法については自然的社会的経済的諸条件を総合的に勘案して、森林所有者が受任し得る範囲内で定めなければならない。

また、県が定める「林業振興ゾーン」内に存在する森林であって、林木の生育が良好で地形、地理等から効率的な森林施業が可能な森林については木材生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域として設定することとする。

なお、公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域は、重複を認めるものとするが、その際、公益的機能の発揮に支障が生じないよう施業方法を定めることとする。

#### (1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針

##### ア 区域設定の基準に関する指針

森林の公益的機能を高度に発揮することが求められる森林とする。求められる機能に応じて市町村森林整備計画において以下の区域を設定することとする。

なお、それぞれの区域は重複を認めることとする。

##### (ア) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

###### (水源涵養機能維持増進森林)

水源涵養機能の高度発揮が特に求められている森林について定めることを基本とし、個々の森林の自然条件、森林の内容、地域の要請等から見た一体的な森林整備の観点から踏まえて、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林について定めるものとする。

##### (イ) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林）

山地災害防止機能／土壌保全機能の高度発揮が特に求められている森林について定めることを基本とする。

個々の森林の自然条件や森林の内容を踏まえてダム等の利水施設上流部や集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出、土砂の崩壊の防備、その他災害の防備のための森林について定めるものとする。

##### (ウ) 快適な環境の形成の機能の増進を図るための森林施業を推進すべき森林

###### (快適環境形成機能維持増進森林)

快適環境形成機能の高度発揮が特に求められている森林について定めることを基本とし、地域住民に日常生活等に密接な関わりを持つ里山等の森林で、風や霧等の自然的要因の影響及び騒音や粉塵等人為的要因の影響を緩和し、気温や温度を調節する等地域の快適な生活環境の保全に資する森林又は地域の生態系や生物多様性の保全に不可欠な森林について定めるものとする。

##### (エ) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

###### (保健・文化機能維持増進森林（生物多様性保全を含む）)

観光的に魅力のある自然景観や植物群落を有する森林や、史跡・名勝が存在、又は、これらと一体的となり潤いのある歴史的風致を構成している森林であって、身近な自然や自

然とのふれあいの場として住民等に憩いと学びの場を提供している森林について定めるものとする。

生物多様性保全森林については地域的に希少な生物が生育・生息する森林、陸地・水域にまたがって特有の生物が生育・生息する溪畔林を構成する森林について定めることとする。

## イ 森林施業の方法に関する指針

区域が重複している森林については公益的機能の発揮に支障が生じることがないように施業方法を定めることとする。

### (ア) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

#### (水源涵養機能維持増進森林)

当該森林においては伐期の間隔の拡大を行うとともに、次の条件のいずれかに該当する森林については、モザイク的な小面積皆伐を推進することとする。

- a 地形について
  - (a) 標高の高い地域
  - (b) 傾斜が急峻な地域
  - (c) 谷密度の大きい地域
  - (d) 起伏量の大きい地域
  - (e) 溪床又は河床勾配の急な地域
  - (f) 掌状型集水区域
- b 気象について
  - (a) 年平均又は季節的降水量の多い地域
  - (b) 短時間に強い雨の降る頻度が高い地域
- c その他  
大面積の皆伐が行われがちな地域

### (イ) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林）

当該森林においては伐期を標準伐期齢の概ね2倍とするとともに、モザイク的な小面積皆伐を行うこととし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとする。

また、特に次の条件のいずれかに該当する森林については、択伐又は1ha未満の小面積皆伐による複層林施業を行うこととする。

- a 地形について
  - (a) 傾斜が急な箇所であること。
  - (b) 傾斜の著しい変異点を持っている箇所であること。
  - (c) 山腹の凹曲線部等地表流下水又は地中水の集中流下する部分を持っている箇所であること。
- b 地質について
  - (a) 基岩の風化が異常に進んだ箇所であること。
  - (b) 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所であること。
  - (c) 破碎帯又は断層線上にある箇所であること。
  - (d) 流れ盤となっている箇所であること。
- c 土壌等について
  - (a) 火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌からなっている箇所であること。
  - (b) 土層内に異常な滞水層がある箇所であること。
  - (c) 石礫地からなっている箇所であること。
  - (d) 表土が薄く乾性な土壌からなっている箇所であること。

### (ウ) 快適な環境の形成の機能の増進を図るための森林施業を推進すべき森林

#### (快適環境形成機能維持増進森林)

当該森林においては伐期を標準伐期齢の概ね2倍とするとともに、モザイク的な小面積皆伐を行うこととし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとする。

また、特に次の条件のいずれかに該当する森林については、択伐又は1ha未満の小面積皆伐による複層林施業を行うこととする。

- a 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林
- b 市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林
- c 気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林

#### (エ) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

##### (保健・文化機能維持増進森林(生物多様性保全を含む))

当該森林においては伐期を標準伐期齢の概ね2倍とするとともに、モザイク的な小面積皆伐を行うこととし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとする。

また、特に次の条件のいずれかに該当する森林については、択伐又は1ha未満の小面積皆伐による複層林施業を行うこととする。

また、特に、地域独自の景観が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合については市町村森林整備計画においてその旨を記述することとする。

- a 湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林
- b 紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの
- c ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林
- d 地域的に希少な生物の保護のため必要な森林(択伐に限る)

#### (2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針

##### ア 区域設定の基準

木材として利用することに適した樹木により構成され、その生育が良好な森林であって、地形、地理等から効率的な森林施業が可能な森林とする。

区域については市町村森林整備計画で定めることとし、公益的機能別施業森林との重複を認める。また、この区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等からの距離が近い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」として、必要に応じて設定することとする。

##### イ 施業の方法に関する指針

森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能となる資源構成となるよう努めることとする。

なお、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行うこととする。

「第3」の「5」について、次のとおり変更する。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道の開設については、林道網の骨格となる林道が着実に整備されてきており、今後は森林施業の効率的な実施に必要な支線の林道等基幹路網の整備を積極的に行う。

その際、高性能林業機械開発の進展状況等も考慮しながら、効率的な森林施業を推進するための路網密度水準を目安に、傾斜区分と導入を図る作業システムに応じた目指すべき路網整備の水準を踏まえて整備を行う。

基幹路網の整備に当たっては、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林等を主体に、効率的な森林施業や木材の大量輸送等への対応の視点を踏まえて推進する。

また、既存の森林作業道等のうち、今後も継続的に活用されるものは恒久的な路網として改良を行い、林道として認定を行うなど既存ストックの活用により効率的かつ経済的な整備に努める。

○基幹路網の現況

単位 延長：km

| 区分      | 路線数 | 延長  |
|---------|-----|-----|
| 基幹路網    | 357 | 738 |
| うち林業専用道 | 5   | 7   |

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

○効率的な森林施業を推進するための路網密度水準

単位 路網密度：m/ha

| 区分               | 作業システム    | 路網密度       |        |
|------------------|-----------|------------|--------|
|                  |           |            | 基幹路網   |
| 緩傾斜地 (0° ~15° )  | 車両系作業システム | 110m/ha 以上 | 35m/ha |
| 中傾斜地 (15° ~30° ) | 車両系作業システム | 85m/ha 以上  | 25m/ha |
|                  | 架線系作業システム | 25m/ha 以上  | 25m/ha |
| 急傾斜地 (30° ~35° ) | 車両系作業システム | 60m/ha 以上  | 15m/ha |
|                  | 架線系作業システム | 20m/ha 以上  | 15m/ha |
| 急峻地 (35° ~)      | 架線系作業システム | 5m/ha 以上   | 5m/ha  |

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的考え方

林業振興ゾーンにおいて、傾斜区分が25° 以下かつ林道等からの最大集材距離・搬出距離が200m以下である区域については、林道等基幹路網の整備と併せて森林作業道等を積極的に開設し、効率的な森林施業を行うための基盤整備を推進することとする。

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

適切な規格・構造の路網を整備するため、路網整備に当たっては、国が定めた林道規程、林業専用道作設指針及び森林作業道作設指針を基本として、県が定めた佐賀県林業専用道作設指針及び佐賀県森林作業道作設指針に則り開設することとする。

## (5) 林産物の搬出方法等

### ア 林産物の搬出方法

林産物の搬出については、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)を踏まえて行うこととし、土砂の流出を未然に防止し、林地保全を図るとともに、伐採・搬出後の林地の更新を妨げないよう配慮することとする。

### イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

次のいずれかに該当する森林であって、特に林産物の搬出方法を定めなければ土砂の流出又は崩壊を引き起こすおそれがあり、森林の更新又は森林の土地の保全に支障を来すものについては、架線集材によることとする。

#### (ア) 地 形

- a 傾斜が急な箇所であること。
- b 傾斜の著しい変移点を持っている箇所であること。
- c 山腹の凹曲部等地表流下水又は地中水の集中流下する部分を持っている箇所であること。

#### (イ) 地 質

- a 基岩の風化が異常に進んだ箇所であること。
- b 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所であること。
- c 破碎帯又は断層線上にある箇所であること。
- d 流れ盤となっている箇所であること。

#### (ウ) 土壌等

- a 火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所であること。
- b 土層内に異常な滞水層がある箇所であること。
- c 石礫地から成っている箇所であること。

「第3」の「6」について、次のとおり変更する。

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

森林施業の合理化については、流域内の公共団体、森林・林業・木材産業関係者の合意を図りつつ、以下の事項について、地域の実情に応じ計画的かつ総合的に推進することとする。

(1) 森林経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

ア 不在村森林所有者を含めた森林所有者への働きかけ

林業を専業としない森林所有者及び不在村森林所有者が多い地域等にあつては、森林組合等への長期の施業委託を促進するものとする。

イ 森林経営規模の拡大に関する方針

市町、農林事務所（森林総合監理士・林業普及指導員）、林業事業者等は、佐賀県林業の再生のために、森林施業を共同して行うための森林所有者間の合意形成に努めるとともに、森林所有者との信頼関係を構築しつつ、施業集約化等を推進するため、施業内容やコスト等を明示する提案型施業の普及及び定着を促進する。

また、県においては、実務を担う森林施業プランナーの育成や能力向上に対する支援、関係部署との連携による境界の明確化や所有者情報の把握・提供に努めることとする。

(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下同じ。）を森林所有者自らが実行できない場合には、市町が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進するものとする。

(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

ア 林業事業者の体質強化

長期にわたり持続的な経営を実現できる林業事業者を育成するため、地域が一体となって安定的事業量の確保に努めるとともに、零細規模の事業者の組織化、森林組合の広域合併及び施業の集約化等による経営規模の拡大及び林業機械化の促進、ICTを活用した生産管理手法の導入等による組織・経営基盤の安定・強化を推進するなど林業事業者の体質強化を図るものとする。

イ 林業就業者の養成及び確保

林業事業者の体質強化により作業中断時の就労に必要な施設の整備、広域就労の促進等により雇用の長期化・安定化を図るとともに、社会保険制度及び退職金共済制度等への加入や通年雇用化を促進し、就労条件の改善を図るとともに、技能などの客観的評価の促進などによる処遇の改善を図る。また、事業者の安全管理体制の強化等による労働安全衛生の向上を

図り、若年就業者にとって魅力ある労働環境の整備に努めるものとする。

さらには、林業就業者の段階的な技術研修等を実施し、専門的知識・技能の修得、技術の向上による人材の養成に努めるものとする。

#### ウ 林業後継者の育成

林家の子弟等が林業に関心を持ち続け林業に就労しうる環境を醸成するとともに、林研グループ等林業後継者の活動を支援し、林業後継者を育成・確保するものとする。また、後継者が安定して林業経営を維持できるよう特用林産物の生産等複合経営の導入、生活環境の改善等に努めるものとする。

#### (4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

森林の多様な機能を持続的に発揮できる施業を目指し、森林資源の循環利用を適切に進めていくため、間伐等非皆伐作業及び小面積皆伐作業を効率的に実施し、地域の作業条件にきめ細かく対応しつつ、労働強度の軽減と省力化を図る作業システムの構築を目指す。

##### ○作業システム

現地の状況に応じ、スイングヤーダ、プロセッサ、フォワーダ等による集材・造材・運搬を行うなど、木材生産コスト縮減を図る。なお、環境負荷低減の観点から、機械作業による土壌の攪乱、締め固め及び残存木への被害を極力抑えることに配慮することとする。

なお、指向すべき作業システムの考え方は次の表を参考に定めるものとする。

表 作業システムの例

| 区分               | 作業システム | 最大到達距離(m)    |              | 作業システムの例        |                   |                  |               |
|------------------|--------|--------------|--------------|-----------------|-------------------|------------------|---------------|
|                  |        | 基幹路網から       | 細部路網から       | 伐採              | 木寄せ・集材            | 枝払い・玉切り          | 運搬            |
| 緩傾斜地<br>(0~15°)  | 車両系    | 150<br>~ 200 | 30<br>~ 75   | ハーベスタ           | グラップル<br>ウインチ     | (ハーベスタ)          | フォワーダ<br>トラック |
| 中傾斜地<br>(15~30°) | 車両系    | 200<br>~ 300 | 40<br>~ 100  | ハーベスタ<br>チェーンソー | グラップル<br>ウインチ     | (ハーベスタ)<br>プロセッサ | フォワーダ<br>トラック |
|                  | 架線系    |              | 100<br>~ 300 | チェーンソー          | スイングヤーダ<br>タワーヤーダ | プロセッサ            | トラック          |
| 急傾斜地<br>(30~35°) | 車両系    | 300<br>~ 500 | 50<br>~ 125  | チェーンソー          | グラップル<br>ウインチ     | プロセッサ            | フォワーダ<br>トラック |
|                  | 架線系    |              | 150<br>~ 500 | チェーンソー          | スイングヤーダ<br>タワーヤーダ | プロセッサ            | トラック          |
| 急峻地<br>(35° ~)   | 架線系    | 500<br>~1500 | 500<br>~1500 | チェーンソー          | タワーヤーダ            | プロセッサ            | トラック          |

注：この表は、現在採用されている代表的な作業システムを、使用されている林業機械により現しつつ、傾斜及び路網密度と関連付けたものであり、林業機械の進歩・発展や社会経済的条件に応じて調整するものである。なお、「グラップル」には、ロングリーチ・グラップルを含む。

#### (5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

##### ア 木材流通の合理化

流域を単位として計画的な木材生産を推進し、伐出の共同化の促進等により出材ロットの拡大を図るとともに、原木市場の土場の拡張等施設整備及び山土場や中間土場から供給先への直送を行うことによる木材流通の合理化に努めるものとする。

また、佐賀西部地域の集成材工場やバイオマス発電施設へ木材を供給する流通体制についても考慮するものとする。

#### イ 木材加工の合理化

地域材の加工の低コスト化、高付加価値化を図るため、高性能機械の導入による製材工場等の近代化や高次加工工場の導入等に努めるものとする。特に小径木、中径並材の生産の増加が見込まれる地域については、小中径木を対象とした小品種量産工場との連携に努めることとする。また、これら量産工場及び高次加工工場等との連携による、地域集積のメリットを生かすため、木材加工体制の再編整備に努めるものとする。

#### ウ 生産・流通・加工を通じた関係者の合意形成

民有林及び国有林を通じ、また、川上から川下まで一体となって合理的な木材の生産・流通システムの確立を図るため、ふる郷木づかいプロジェクトの流域森林・林業活性化部会の活動を支援し、地域材の産地形成の推進などについて地域の林業関係者等の合意形成に努めるものとする。

#### (6) その他必要な事項

森林の多面的機能の発揮に重要な役割を果たしている山村の振興を図るため、用排水施設、集落広場、保健増進施設等の生活環境等の整備により、レクリエーションや環境教育等の場として都市と山村の交流に努めるものとする。

「第4」の「1」について、次のとおり変更する。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

(単位: ha)

| 所在                 |   | 面積                | 留意すべき事項                                   | 備考   |   |
|--------------------|---|-------------------|---|--|---|
| 市町                 | 地区(大字)  |                   |   |  |   |
| 佐賀東部<br>計画区計       |   | (5,013)<br>19,080 | 「保安林」については、各保安林の指定施業要件により保全機能の確保を図るものとする。 | 水源かん養保安林<br>土砂流出防備保安林<br>土砂崩壊防備保安林<br>水害防備保安林<br>干害防備保安林<br>落石防止保安林<br>魚つき保安林<br>航行目標保安林<br>保健保安林<br>風致保安林 | 15,930<br>(2,694)<br>1<br>2<br>116<br>2<br>1<br>2<br>(2,297)<br>(22)<br>54<br>8 |
| 東部農林<br>事務所計       |   | (515)<br>2,439    | 〃   | 水源かん養保安林<br>土砂流出防備保安林<br>干害防備保安林<br>保健保安林  | 1,918<br>(171)<br>48<br>(344)<br>31   |
| 鳥栖市                | 柚比町・神辺町・河内町・河内町貝方・河内町転石・牛原町・山浦町・平田町・立石町・村田町   | (24)<br>525       | 〃   | 水源かん養保安林<br>土砂流出防備保安林<br>干害防備保安林<br>保健保安林  | 380<br>94<br>20<br>(24)<br>31   |
| 基山町                | 園部・宮浦・小倉  | (66)<br>222       | 〃   | 水源かん養保安林<br>土砂流出防備保安林<br>保健保安林   | 128<br>94<br>(66)<br>—  |
| みやき町               | (中原) 原古賀・簗原<br>(北茂安)  | (57)<br>85        | 〃   | 水源かん養保安林<br>土砂流出防備保安林<br>保健保安林   | 54<br>31<br>(57)<br>—   |
| 上峰町                | 堤   | (54)<br>55        | 〃   | 水源かん養保安林<br>保健保安林  | 55<br>(54)<br>—   |
| 神埼市                | (神埼) 志波屋・的・城原・尾崎<br>(脊振) 鹿路・服巻・広滝   | (201)<br>1,117    | 〃   | 水源かん養保安林<br>土砂流出防備保安林<br>干害防備保安林<br>保健保安林  | 892<br>(171)<br>197<br>28<br>(30)<br>—  |
| 吉野ヶ里町              | (東脊振) 松隈・石動・三津<br>(三田川)   | (113)<br>435      | 〃   | 水源かん養保安林<br>土砂流出防備保安林<br>保健保安林   | 409<br>26<br>(113)<br>—   |
| 佐賀中部<br>農林事務<br>所計 |   | (1,679)<br>8,825  | 「保安林」については、各保安林の指定施業要件により保全機能の確保を図るものとする。 | 水源かん養保安林<br>土砂流出防備保安林<br>水害防備保安林<br>干害防備保安林<br>保健保安林   | 7,192<br>(1,108)<br>1,579<br>2<br>47<br>(571)<br>5                              |
| 佐賀市                | (佐賀) 金立・川久保<br>(大和) 松瀬・名尾・梅野・久池井・八反原・川上・久留間<br>(南山) 下熊川・内野・上熊川・鎌原・菅木・市川・杉山・古湯・畑瀬<br>(北山) 栗並・大串・大野・中原・麻那古・下無津呂・上無津呂・藤瀬・古湯・下合瀬・上合瀬<br>(小関) 関屋・小副川<br>(三瀬) 杓・三瀬・藤原 | (459)<br>5,495    | 〃   | 水源かん養保安林<br>土砂流出防備保安林<br>水害防備保安林<br>保健保安林  | 4,324<br>(290)<br>1,164<br>2<br>(169)<br>5                                      |
| 多久市                | 多久町・板屋・多久原・小侍・納所・別府・下多久・花祭・長尾   | (668)<br>2,214    | 〃   | 水源かん養保安林<br>土砂流出防備保安林<br>保健保安林   | 1,995<br>(463)<br>219<br>(205)<br>—   |
| 小城市                | (小城) 松尾・岩藏・畑田・晴氣・池上<br>(三日月) 織島<br>(牛津) 上砥川   | (552)<br>1,116    | 〃   | 水源かん養保安林<br>土砂流出防備保安林<br>干害防備保安林<br>保健保安林  | 873<br>(355)<br>196<br>47<br>(197)<br>—   |

(単位：ha)

| 所 在          |   | 面積               | 留意すべき事項                                   | 備 考  |   |
|--------------|---|------------------|---|--|---|
| 市町           | 地区 (大字)   |                  |   |  |   |
| 杵藤農林<br>事務所計 |   | (2,819)<br>7,816 | 「保安林」については、各保安林の指定施業要件により保全機能の確保を図るものとする。 | 水源かん養保安林<br>土砂流出防備保安林 (1,415)<br>土砂崩壊防備保安林<br>干害防備保安林<br>落石防止保安林<br>魚つき保安林<br>航行目標保安林<br>保健保安林 (1,382)<br>風致保安林 (22) | 6,820<br>943<br>1<br>21<br>2<br>1<br>2<br>18<br>8 |
| 武雄市          | (武雄) 武雄・富岡<br>(橘) 芦原・片白・大日・永島<br>(朝日) 中野・甘久<br>(若木) 本部・川古<br>(武内) 真手野<br>(東川登) 永野・袴野<br>(西川登) 小田志・神六<br>(山内) 犬走・鳥海・宮野・大野<br>(北方) 大渡・芦原・大崎・志久    | (515)<br>2,174   | 〃   | 水源かん養保安林<br>土砂流出防備保安林 (345)<br>落石防止保安林<br>保健保安林 (148)<br>風致保安林 (22)  | 1,708<br>465<br>1<br>—<br>—                       |
| 大町町          | 福母・大町   | (100)<br>133     | 〃   | 水源かん養保安林<br>土砂流出防備保安林 (54)<br>保健保安林 (46)   | 109<br>24<br>—                                    |
| 江北町          | 山口・佐留志  | 49               | 〃   | 水源かん養保安林<br>土砂流出防備保安林  | 11<br>38  |
| 白石町          | (白石) 馬洗・堤・湯崎<br>(有明) 辺田・田野上・坂田・深浦・  | (102)<br>177     | 〃   | 水源かん養保安林<br>土砂流出防備保安林<br>保健保安林 (102)<br>風致保安林  | 111<br>61<br>—<br>5                               |
| 鹿島市          | 飯田乙・飯田丙・音成乙・音成丙・音成丁・古枝乙・山浦甲・山浦丁・山浦戊・山浦乙・山浦丙・三河内甲・三河内乙・三河内丙・三河内丁・三河内己・三河内戊   | 1,266            | 〃   | 水源かん養保安林<br>土砂流出防備保安林<br>干害防備保安林<br>風致保安林  | 1,213<br>49<br>1<br>3                             |
| 嬉野市          | (塩田) 谷所甲・谷所乙・谷所丙・五町田甲・五町田乙・大草野甲・大草野丙・馬場下乙・馬場下甲・久間丙・久間甲・久間丁<br>(嬉野) 吉田甲・吉田乙・吉田丙・吉田丁・下野甲・岩屋川内甲・岩屋川内乙・岩屋川内丙・不動山丙・不動山乙・不動山甲・下宿丙・下宿丙・下宿丁・下宿甲・下野丙・下野乙 | (331)<br>1,503   | 「保安林」については、各保安林の指定施業要件により保全機能の確保を図るものとする。 | 水源かん養保安林<br>土砂流出防備保安林<br>干害防備保安林<br>落石防止保安林<br>保健保安林 (331)   | 1,235<br>247<br>20<br>1<br>—                      |
| 太良町          | 糸岐・多良・伊福甲・大浦己・大浦丁   | (1,771)<br>2,514 | 〃   | 水源かん養保安林<br>土砂流出防備保安林 (1,016)<br>土砂崩壊防備保安林<br>魚つき保安林<br>航行目標保安林<br>保健保安林 (755)                                       | 2,433<br>59<br>1<br>1<br>2<br>18                  |

※令和元年度末で保安林指定が確定した面積を計上

( ) 書きは兼種保安林

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法  
該当なし

(3) 土地の形質変更に当たって留意すべき事項

森林の土地の保全については第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標及びその森林の整備及び保全に関する基本的な事項」によるほか、林地開発許可制度の厳正な運用に努めることとする。

また(2)に該当する森林については、森林の土地の保全に特に留意するものとする。

なお、土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って、森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域における飲用水等の水源として

依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等安全で潤いのある居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は、極力避けることとする。

また、土石の切り取り、盛土等を行う場合には、気象、地形及び地質等の自然条件、地域における土地利用及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととする。

さらに、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらす、又は地域における水源の確保環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設及び貯水池等の設置並びに環境の保全等のための森林の適正な配置等適切な措置を講ずるものとする。

特に、太陽光発電施設の設置にあたっては、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得る取り組みの実施等に配慮するものとする。

#### (4) その他必要な事項

ア その行為が、開発の許可を要するものについては、森林法第10条の2第2項の各号を満たす計画であること。

イ 許可制の適用を受けない開発行為にあってもアの主旨に沿って行われるよう努めること。

「第4」の「2」について、次のとおり変更する。

## 2 保安施設に関する事項

### (1) 保安林の整備に関する方針

第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項」に則し、森林に関する自然的条件、社会的要請により公益的機能の発揮が特に要請される森林については、保安林として指定する。

保安林に指定した森林のうち、急傾斜地など自然条件が悪く、森林所有者の自助努力によっては適正な整備が見込めない森林については、治山事業等の公的関与による森林整備を推進することとする。

### (2) 保安施設地区の指定に関する方針

水源の涵養、土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、飛砂の防備、風害・水害・潮害・干害・雪害又は霧害の防備、なだれ又は落石の危険防止、火災の防備のいずれかの目的を達成するため、森林の造成事業又は森林の造成若しくは維持に必要な事業を行う必要があると認めるときは、その事業を行うのに必要な限度において保安施設地区として指定することができるものとする。

なお、保安施設地区としての指定有効期間の満了の時に森林であるものは、既に保安林となっているものを除き、保安林へ転換し、管理するものとする。

### (3) 治山事業の実施に関する方針

第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項」に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、事前防災・減災の考え方に立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽及び本数調整伐等の保安林整備並びに溪間工、山腹工及び地下水排除工等の治山施設整備を行う。なお、その際、流域治水の取組と連携し浸透・保水機能の維持・向上、流木災害リスクを軽減させる流木捕捉式治山ダムの設置や渓流域での危険木の伐採等に努めることとする。また、既存施設の長寿命化対策の推進を含めた総合的なコスト縮減に努めるとともに、現地の実情を踏まえ、必要に応じて在来種による緑化など生物多様性の保全に努めることとする。

さらに、山地災害危険地区について、市町等に対して情報提供するとともに、各種地域防災計画を踏まえた災害の未然防止及び軽減に向けた治山対策を効果的に進めていくこととする。

### (4) 特定保安林の整備に関する方針

指定の目的に即して機能を発揮していないと認められる保安林であって、その区域内に下層植生や土壌の状況、樹冠疎密度、林木の生育状況等からみて、指定の目的に即して機能することを確保するために早急に施業が実施されることが相当であり、かつ、施業を行うことにより早期に機能の回復・増進が図られると見込まれる森林（要整備森林）を含むものについては当該保安林を特定保安林として指定する。

特定保安林及び要整備森林の所在や実施すべき施業の方法及び時期等については第6の6に示す。

- (5) その他必要な事項  
特になし。

**「第4」の「3」について、次のとおり変更する。**

**3 鳥獣害の防止に関する事項**

鳥獣害の防止に関する事項では、ニホンジカ等の日本各地で深刻な森林被害をもたらしている鳥獣に関して各方針を定めることとする。

ニホンジカ等による被害がある森林、若しくは、被害が発生する恐れがある森林が確認された場合は、その区域等を明確化して鳥獣害防止対策を推進することとする。

なお、具体的な区域や防止の方法については、次の事項を規範として市町村森林整備計画において定めることとする。

**(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針**

**ア 区域の設定の基準**

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に則して、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ等に基づき、必要に応じて鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域を設定することとする。

**イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針**

森林の適度な更新及び造林木の確実な育成を図るため、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害を防止するための防護柵や幼齢木保護具等の効果を有すると考えられる方法により、植栽木の保護措置又は捕獲による鳥獣害防止対策を推進することとする。

その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整に努めることとする。

**(2) その他必要な事項**

**ア 鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認する方法の方針**

鳥獣害の防止の方法が実施された区域について、被害防止効果の発揮が期待できる適切な実施状況となっているか確認するための方法を定めることとする。

なお、鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認するための方法については、必要に応じて、植栽木の保護措置の実施箇所への調査・巡回、各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報収集等の確認に有効な方法について定めることとする。

**4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項**

**(1) 森林病虫害等の被害対策の方針**

**ア** 松くい虫被害については、森林資源として重要な松林を保全するために松林の整備を行うとともに、徹底した松くい虫被害対策を図る。

特に、森林病虫害等防除法第7条の5第1項の規定により指定された高度公益機能森林及び被害拡大防止森林並びに同法第7条の10第1項の規定により策定される地区実施計画の対象松林（以下、「対策対象松林」と総称する。）については、周辺環境や被害状況等を総合的に考慮し、松林ごとに適した防除を計画的に推進するため、「松くい虫被害対策事業推進計画」を策定する。

なお、市町長は、当該市町の区域内の対策対象松林における自主的な被害対策の推進を図るため、「松くい虫被害対策事業推進計画」に即して、「松くい虫被害対策自主事業計画」を策定するものとする。

また、これらの計画については、次に掲げる事項について定めることとし、計画期間は策定年度の4月1日を始期とする5カ年間とする。

**(ア) 松くい虫被害対策推進計画**

- a 松くい虫被害対策事業の実施方針
- b 松くい虫被害対策事業の実施に関する基本計画
  - 松くい虫防除実施事業の基本計画
  - 松林健全化整備事業の基本計画
  - 樹種転換実施事業の基本計画
- c その他松くい虫の被害対策に関連する事業に関する事項

**(イ) 松くい虫被害対策自主事業計画**

- a 自主事業計画の対象松林の区域
- b 自主防除事業の実施計画
- c 松林健全化整備事業の実施計画
- d 樹種転換実施事業の実施計画

イ ナラ枯れについては、近年、全国的に被害が拡大傾向にあるが、防除においては、被害の発生を迅速に把握し初期段階で防除を行うことが重要であることから、被害発生への注意喚起を行うこと等により、被害監視体制を整備するとともに、必要に応じて里山等における広葉樹の整備を通じた被害の未然防止を検討していくこととする。

**(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）**

3（1）アに定める対象鳥獣以外の鳥獣害については、農地が中心となっているが、里山を中心とした森林においても被害が発生していることから、有害鳥獣対策担当部局と連携し、被害の防止に努めることとする。

**(3) 林野火災の予防の方針**

**ア 林野火災の予防に関する事項**

林野火災の発生件数は年により増減があるが、入林者が増加する春を中心として、防火意識を高める啓発活動を行うとともに、林野火災の拡大を防止するため、必要に応じ防火線、防火水槽等の施設を設置する。

**イ 火入れに関する事項**

森林病虫害の駆除等のための火入を行う際には市町村森林整備計画に定められる留意事項に従って行うこと。

**(4) その他必要な事項**

**ア 森林の巡視に関する事項**

森林の巡視の際は、火災の防止、有害鳥獣若しくは病虫害、風水害、その他災害による被害の早期発見に努めること。

**イ 森林の保護及び管理のための施設に関する事項**

森林の被害を防止するため、必要な保護標識等を設置するものとする。

「第6」の「5」について、次のとおり変更する。

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

①保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

(単位：ha)

| 保安林の種類           | 面積     |            | 備考 |
|------------------|--------|------------|----|
|                  |        | 前半5カ年の計画面積 |    |
| 総数(実面積)          | 20,245 | 19,777     |    |
| 水源かん養のための保安林     | 16,542 | 16,328     |    |
| 災害防備のための保安林      | 6,325  | 6,074      |    |
| 保健、風致の保存等のための保安林 | 2,391  | 2,388      |    |

※1 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定されている保安林があるため、水源かん養のための保安林等の内訳に一致しない。

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等  
該当無し

(3) 実施すべき治山事業の数量

(単位：地区)

| 森 林 の 所 在 |      |  | 治山事業施行地区数    |    | 主 な 工 種       | 備 考 |
|-----------|------|--|--------------|----|---------------|-----|
| 市 町       | 区 域  |  | 前半5カ年<br>の計画 |    |               |     |
|           | 旧市町村 | 字  |              |    |               |     |
| 鳥栖市       |      | 鬼迫、朝日、河内、若林、杓子、谷口、<br>堂ノ本  | 7            | 4  | 溪間工、山腹工、本数調整伐 |     |
| 基山町       |      | 白木谷、丸林、坊住、小松、吉ヶ谷、向<br>江、辰石   | 7            | 5  | 溪間工、山腹工       |     |
| みやき町      | 中原町  | 山田、深底  | 2            | 1  | 溪間工、山腹工、本数調整伐 |     |
| 上峰町       |      | 鳥越   | 1            | 1  | 溪間工、山腹工、本数調整伐 |     |
| 佐賀市       | 佐賀市  | 金立山、十二本杉   | 2            | 1  | 溪間工、山腹工、本数調整伐 |     |
|           | 大和町  | 西野、男女山、仏坂、一本杉、熊ノ峰、<br>出手の原、渡都城、平原、小松尾、<br>西名尾、苔谷、七本柳   | 12           | 0  | 溪間工、山腹工、本数調整伐 |     |
|           | 富士町  | 雨降、永淵、合瀬、上の山、一本松、山<br>口、本村、大野、小平、南尾、野峠、天<br>水、大河内、大前田、井出口、猪喰、植<br>木、一本黒木、中ノ原、貝野、溜山、中<br>岳、神田、大佐古、上浦、大野原、立石                 | 27           | 3  | 溪間工、山腹工、本数調整伐 |     |
|           | 三瀬村  | 岸高、神有、河原谷、平松、小切、山<br>中、栗原、川内谷  | 8            | 0  | 溪間工、山腹工、本数調整伐 |     |
| 多久市       |      | 種古場、灰の元、中野、菅蓋、山頭、荒<br>平、相ノ浦、仏防、廣平、宇土、仁田<br>尾、遠見山、碓、内浦、松ヶ浦、北野、<br>後野、田柄、岡、別府、岸川、西岳、袖<br>山、反田、下古場、申ヶ峰、花祭、すす<br>か山、小谷、後久保、八久保 | 31           | 7  | 溪間工、山腹工、本数調整伐 |     |
| 小城市       | 小城町  | 散四本、宮ノ尾、荒谷、桑鶴、江里山、<br>新谷、天道、米尾、大久保、向、二本柳<br>池、川内、観音古賀、宮の後、蛇谷、清<br>水、山伏谷、大久保、寒気、平床、北山                                       | 21           | 1  | 溪間工、山腹工、本数調整伐 |     |
| 神埼市       | 神埼町  | 北外、二の角、三の角、四の角   | 4            | 0  | 溪間工、山腹工、本数調整伐 |     |
|           | 脊振村  | 平野、鼻倒、井手平、広瀧西、一谷、<br>東鹿路、古賀ノ尾、西小松原、一番ヶ<br>瀬、鼻倒、葉山  | 11           | 3  | 溪間工、山腹工、本数調整伐 |     |
| 吉野ヶ里町     | 東脊振村 | 一本杉、折敷野、上三津、永坂、<br>屋敷原、戦場、上坂本  | 7            | 1  | 溪間工、山腹工、本数調整伐 |     |
| 武雄市       | 武雄市  | 黒岩、檜崎、柿田代、小谷、馬ノ谷、<br>御船山、姥子原、池ノ平、菅幸田、<br>小田志、永野、片白、小川、小路   | 14           | 4  | 溪間工、山腹工、本数調整伐 |     |
|           | 山内町  | 黒髪岳、川内、蓮和、中郷、男矢、<br>小路、荻原  | 7            | 3  | 溪間工、山腹工、本数調整伐 |     |
|           | 北方町  | 上大峠、具良木、荊谷、大平、原田、<br>医王寺、中峠  | 7            | 4  | 溪間工、山腹工、本数調整伐 |     |
| 白石町       | 白石町  | 堤、嘉瀬川、渡平   | 3            | 1  | 溪間工、山腹工、本数調整伐 |     |
|           | 有明町  | 笹山添、山荒   | 2            | 2  | 溪間工、山腹工、本数調整伐 |     |
| 江北町       |      | 一本松、一本杉、直塚、土元、新山   | 5            | 0  | 溪間工、山腹工、本数調整伐 |     |
| 大町町       |      | 杉谷、弥護原、弁天籠   | 3            | 1  | 溪間工、山腹工、本数調整伐 |     |
| 鹿島市       |      | 野口、上古枝、奥山、浅浦、大木庭、<br>野方、三嶽、横嶽、浄土、地藏、<br>赤岩、平谷、四方坂  | 13           | 3  | 溪間工、山腹工、本数調整伐 |     |
| 嬉野市       | 塩田町  | 永谷、殿ノ木庭、大山谷、鍋野、<br>畦川内、五町田   | 6            | 1  | 溪間工、山腹工、本数調整伐 |     |
|           | 嬉野町  | 一本杉一、井手口、加杭、岩ノ下、<br>小杭、宇坪、川棚越、阿岩、中不動、<br>寺辺田、平重、田手ノ坂、春日、<br>赤瀬、内野山、四屋谷、平野、<br>不動山、七ツ川内、広川原、小松原、祇<br>園                      | 22           | 5  | 溪間工、山腹工、本数調整伐 |     |
| 太良町       |      | 多良岳、大川内、大平、古賀倉、<br>金目、蕪田、角の内、船倉  | 8            | 3  | 溪間工、山腹工、本数調整伐 |     |
| 合 計       |      |  | 230          | 54 |               |     |